

鹿屋市告示第 143 号

鹿屋市更生訓練費交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男

令和 8 年 3 月 31 日 決 裁

鹿屋市更生訓練費交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市更生訓練費交付要綱（平成30年鹿屋市告示第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「対象者」を「交付の対象となる者」に、「同条第13項」を「同条第14項」に改める。

第6条第1項中「請求書（別記第4号様式）」を「鹿屋市更生訓練費交付請求書（別記第4号様式。以下「請求書」という。）」に改め、同条第3項中「、交付資格承認者」を「、施設長等は、交付資格承認者」に、「委任状」を「同項の規定により提出された委任状」に改める。

第8条第1項中「、適正な」を「、更生訓練費の適正な」に改める。

別記第3号様式中「施設長（代表者）
印」を「施設長（代表
電話番号
者）
に改める。
」

別記第6号様式中「住 所」を削り、「施設長（代表者）名
「施設長（代表者）名
印」を 電話番号 に改める。
」

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。